今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業業務委託

企画プロポーザル審査要領

この「公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、福島県が実施する「今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

１　審査機関

（１）　本業務に係るプロポーザルの審査は、「今後の太陽光発電の導入に向けた調査事業業務委託企画プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）において実施するものとする。

（２）　審査会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された提案書について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

２　審査方法

（１）　審査会での審査に当たっては、提案書に基づいて総合的に評価を行う。

（２）　審査は、別表「プロポーザル評価基準」のとおりとし、審査委員１名あたり１３０点満点をもって採点する。

（３）　各評価項目について、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４段階評価を行う。評価点は、Ａ＝１０点、Ｂ＝６点、Ｃ＝２点、Ｄ＝０点とし、各項目の比率に乗じた点数とする。

※　比率×２の項目の場合：Ａ＝２０点、Ｂ＝１２点、Ｃ＝４点、Ｄ＝０点

（４）　審査委員の持ち点の合計６０％を基準点とする。基準点に達しない場合は不適格とする（委員４名が審査した場合の満点は５２０点、基準点は３１２点）。

（５）　評価点の最も高い参加者を受託候補者とするが、評価点の最も高い者が２者以上ある場合は、

①　別表「プロポーザル評価基準」のうち、評価項目「３．調査方針（全体像）」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。

②　上記①で受託候補者が特定できない場合は、評価項目「４．提案内容」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。

③　上記②で受託候補者が特定できない場合は、全ての評価項目において、A評価が多い者を受託候補者として特定する。

別表　プロポーザル評価基準

評価項目		評価の着目点		評価				比率	配点
				A(10点)	B(6点)	C(2点)	D(0点)		
1	業務実績	(1)	太陽光発電の調査・政策立案等、類似する業務の実績があるか。	10件以上の実績がある。	5件以上の実績がある。	実績がある。		×1	10
2	実施体制	(1)	業務にあたる予定の者は、類似する業務の経験を有しているか。	担当者全員が類似業務経験を有している。	類似業務経験を有した者が複数配置されている。	類似業務経験を有した者が1名配置されている。	類似業務経験を有した者が配置されていない。	×1	10
		(2)	業務を実施するうえで十分な実施体制(人員、スケジュール等)が提案されているか。	具体的かつ実現性のある実施体制が示されており、十分な実施体制が確保されている。	具体的かつ実現性のある実施体制が示されている。	実施体制は示されているが、実現性が低い又は十分ではない。	具体的に示されていない。	×1	10
3	調査方針(全体像)	(1)	委託の目的に沿った提案(独自提案を含む)となっているか。	目的を理解しており、独自提案を加える等、全体的に優れた提案となっている。	目的を理解し、独自提案もされており、全体的に選定して良い水準にある。	目的の理解が十分ではない、又は独自性が薄い等、全体的に選定して良い水準以下である。	目的に沿った提案となっていない。	×2	20
4	提案内容	(1)	「太陽光発電に関する情報収集・整理・分析」では、手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	手法や手順が具体的に示されており、仕様を満たす提案となっている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20
		(2)	「福島県内における太陽光発電の導入ポテンシャル調査」では、効果的な手法や手順が示されているか。	地域特性や環境特性等を適切に踏まえた、効果的な手法等が具体的に示されている。	基準点を満たす手法や手順が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20
		(3)	「福島県内における太陽光発電の動向予測と導入拡大に向けた検討」では、効果的な予測・検討の手法や手順が示されているか。	手法や手順が具体的で、精度が高く有効な結果が得られる提案となっている。	基準点を満たす手法や手順が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	手法や手順が示されていない。	×2	20
		(4)	「福島県内における太陽光発電の導入ポテンシャルと施策の提案」は、今後太陽光発電を推進をするうえで効果的であるか。	検討結果や課題を踏まえた、効果的な手法が具体的に示されている。	基準点を満たす提案が具体的に示されている。	提案内容は、選定して良い水準以下である。	方向性が示されておらず、提案もされていない。	×2	20

・評価点の合計(審査委員1名あたり):130点
・基準点:審査委員の持ち点の合計60%(審査委員4名が審査した場合の満点は520点、基準点は312点)
・基準点に達しない場合は不適格